

専門家である社会保険労務士が対応します!!

福島商工会議所 個別労務相談会

事前予約制・相談無料

「従業員対応で迷う」「手続きが不安」など、労務管理に関するお悩みを社会保険労務士がサポートします!!
処遇改善、雇用手続き、ハラスメント対策、働き方改革など幅広くご相談いただけます。

相談対応内容



就業規則を見直したい



人手不足を解消したい



賃金を引き上げたい



助成金について知りたい



残業を削減したい



ハラスメント対策に取り組みたい



育児休業、産後
パパ育休の支援を知りたい



パート・有期雇用の
処遇改善を図りたい
など

7月から10月の開催日

7月28日(火)、8月25日(火)、9月29日(火)、10月27日(火)

午前

午後

① 10:00~11:00

② 11:00~12:00

③ 13:00~14:00

④ 14:00~15:00

⑤ 15:00~16:00

利用対象者： 福島商工会議所 会員事業者

相談対応員： 福島働き方改革推進支援センターアドバイザー(社会保険労務士)

申込方法： 裏面の申込用紙に必要事項をご記入の上、FAXいただくか電話でご希望日時と相談内容をお伝えください。

申込期限：各日とも3営業日前の17時まで

※申込み先着順に受付いたしますので、ご希望日時に添えない場合があります。予めご了承ください。

会場： 福島商工会議所 会議室(コラッセふくしま8階)

主催 福島商工会議所 中小企業相談所 TEL024-536-3900

共催 福島働き方改革推進支援センター(福島県社会保険労務士会)

FAX : 024 - 525 - 3566 (福島商工会議所 中小企業相談所 行)

個別労務相談会 申込書

事業所名			
相談者役職			
相談者名			
住 所	〒		
T E L		F A X	
E - m a i l			

【相談希望日時】 希望の開催日と相談時間帯を下記から選びご記入ください。

開催日：7月28日(火)、8月25日(火)、9月29日(火)、10月27日(火)
時間帯：①10：00～11：00 ②11：00～12：00 ③13：00～14：00
④14：00～15：00 ⑤15：00～16：00

希望開催日	希望相談時間帯
月 日 (火)	～

※申込み先着順に受付いたしますので、ご希望日時に添えない場合があります。予めご了承ください。(申込みは各日とも3営業日前の17時まで)

【相談内容】 下記より主な内容をお選びいただき、☑をご記入ください。

- 労務管理・働き方改革について
 - 時間外労働を削減したい
 - 年次有給休暇の付与方法を知りたい
 - パート・有期雇用者の待遇改善を図りたい
 - 同一労働・同一賃金について
- 各規程・台帳の整備について
 - 就業規則を作成・見直しをしたい
 - 労務管理に関する帳簿を整備したい
 - 賃金・評価制度を見直したい
 - (賃金台帳・労働条件通知書等)
- 各種手続きについて
 - 雇用保険の手続きについて知りたい
 - 労災保険の手続きについて知りたい
 - 社会保険の手続きについて知りたい
 - 求人出し方について相談をしたい
- 助成金制度について
 - 社会保険適用拡大の助成金の活用をしたい
 - 賃上げに係る助成金の活用をしたい
- その他 ※内容を記載ください
- ()

【お問い合わせ先】 福島商工会議所 中小企業相談所 TEL : 024-536-3900